



ご存知ですか？



I

足場からの墜落防止のために対策が 令和5年10月以降さらに強化されました!!

建設工事現場などで広く使用される足場から、例年、死亡災害をはじめ、墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、足場を安全に使用するため、平成21年3月、平成27年3月に続き、令和5年3月に足場に関する墜落・転落防止措置などの労働安全衛生規則を大幅に改正するとともに、「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施などに取り組み、足場からの墜落・転落防止措置を強化しています。

◆ 足場からの墜落・転落防止措置に関する概要 ◆

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実

[労働安全衛生規則第564条]

- 足場材の緊結などの作業を行うときは、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- 要求性能墜落制止用器具〔「フルハーネス型安全帯」〕の取付設備を設置し、労働者に墜落制止用器具〔「フルハーネス型安全帯」〕を使用させてください。

2 足場の組立てなどの後は、注文者も点検が必要

[労働安全衛生規則第655条・第655条の2]

- 建設業、造船業の元請事業者などの注文者は、足場や、作業構台の組立て、一部解体・変更後は、作業を開始する前に、足場などの点検・修理を必ずしてください。
詳しくは、2ページの III を参照してください。

3 足場の組立てなどの作業に「特別教育」が必要

[労働安全衛生規則第36条・第39条]

- 平成27年7月以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に労働者を就かせるときは、「特別教育」の実施が義務付けられました。
詳しくは、3ページの IV を参照してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置の充実

[労働安全衛生規則第563条]

- 床材と建地との隙間は、12cm未満としてください。
- 作業の必要上、臨時に、足場や、架設通路、作業構台から手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 一側足場の使用範囲の明確化

[労働安全衛生規則第561条の2]

- 令和6年4月以降、幅が1m以上の箇所(はり間方向の水平距離が1m以上ある箇所)においては、本足場の設置が義務付けられました。

6 あらかじめ足場の点検者を指名すること、点検者の氏名を記録することが必要

[労働安全衛生規則第567条・第655条]

- 令和5年10月以降、事業者又は注文者による足場の点検が確實に行われるようになるため、「点検者をあらかじめ指名する」ことが義務付けられました。
また、事業者又は注文者が悪天候、中震以上の地震、足場の組立て、一部解体、変更後に足場の点検を行ったときには、足場の点検者の氏名を記録することが義務付けられました。



建設業労働災害防止協会 大分県支部



II

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正されました !!

厚生労働省においては、足場からの墜落・転落災害のより一層の防止を図るため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を令和5年3月14日付け基安発0314第3号をもって改正し、次の措置の実施を求めています。

ポイント 1 足場の「組立図」を作成しましょう !!

ポイント 2 「足場の組立て等作業主任者の能力向上教育」を受講しましょう !!

ポイント 3 上さん・幅木の設置などの「安全な措置」をとりましょう !!

ポイント 4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で次ページに掲げる教育受講者で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう !!

ポイント 5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう !!

III

注文者(元請事業主等)に足場点検が義務化されました !!

ポイント 1 点検の義務化

労働安全衛生規則が改正され、これまでの足場を使用する事業者による点検・補修(第567条)に加え、平成27年7月以降、足場の組立て、一部解体、変更の後の足場の点検・修理などが注文者(元請事業主等)に義務付けられました。〔労働安全衛生規則第655条〕

なお、型枠大工、鉄筋工、左官工、塗装工など、足場の上で作業するすべての事業者には、「足場用墜落防止設備」を作業開始前に点検する義務があります。〔労働安全衛生規則第567条〕

ポイント 2 点検者は

「足場の組立て等作業主任者能力向上教育受講者」、「施工管理者等のための足場の点検実務者研修受講者」などの十分な知識、経験を有する者(組立等の作業者以外の者)がチェックリストに基づき行わなければなりません。

〔足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱第2の3の(5)参照〕

ポイント 3 点検記録保存の義務化

足場の点検結果と修理などの措置内容を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、記録を保存することが、注文者(元請事業主等)に義務付けられました。

〔労働安全衛生規則第567条、第655条〕

IV

足場の組立て等作業に関する必要な資格

当支部においては、次の足場の組立て等作業に関する講習・教育を実施しています。



● 足場の組立て等の特別教育

足場の組立て、解体、変更の作業に係る業務を行わせる場合、「特別教育」を行わなければなりません。

[労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条]

※ **本特別教育は、労働安全衛生規則の改正に基づき、平成27年7月1日から義務化されています。**

- ① 足場の高さ、種類〔脚立足場や、ローリングタワーなどを含む。〕に関係なく、足場の組立て等作業主任者の有資格者を除き、作業員全員に、特別教育の実施が必要となります。
- ② 足場の組立て、解体だけでなく、手すりなどの一時的な取り外しなどの変更を行う場合も特別教育の実施が必要となります。

● 足場の組立て等作業主任者技能講習

つり足場、張出し足場、高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体、変更の作業を行わせる場合は、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者を選任し、「足場の組立て等作業主任者」に作業を指揮させなければなりません。

[労働安全衛生法第14条、同法施行令第6条、労働安全衛生規則第566条]

● 足場の組立て等の作業主任者能力向上教育

労働安全衛生法においては、「足場の組立て等作業主任者技能講習修了者」などの各種作業主任者に対し、能力向上教育の実施を義務付けています。本教育は、最新の技術革新の進展などを勘案して、概ね5年以内ごとの能力向上教育の受講により、安全衛生水準の向上を図らなければなりません。

[労働安全衛生法第19条の2]

● 施工管理者等のための足場の点検実務者研修

足場の点検者については、厚生労働省通達〔平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成24年4月9日付け事務連絡、平成27年5月20日付け基安発0520第1号など〕に基づき、「足場の点検について十分な知識、経験を有する者」として、当支部が実施する「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」、「足場の点検実務者研修」などを受講した者とされています。

[労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第567条・第655条]